平成３０年第２回府中町議会定例会

会　議　録（第１号）

１．開　会　年　月　日　　平成３０年６月２２日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成３０年６月２２日（金）

～～～

４　町長報告

・行政報告

・報告第　７号　専決処分の報告について

・報告第　８号　専決処分の報告について

・報告第　９号　専決処分の報告について

・報告第１０号　専決処分の報告について

・報告第１１号　専決処分の報告について

・報告第１２号　専決処分の報告について

・報告第１３号　予算の繰越明許の報告について（一般会計）

・報告第１４号　予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）

・報告第１５号　府中町土地開発公社の経営状況について

５　報告第１６号　専決処分の承認について

６　報告第１７号　専決処分の承認について

７　報告第１８号　専決処分の承認について

８　報告第１９号　専決処分の承認について

９　報告第２０号　専決処分の承認について

１０　報告第２１号　専決処分の承認について

１１　第３０号議案　平成３０年度府中町一般会計補正予算（第２号）

１２　第３１号議案　府中町税条例及び府中町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

１３　第３２号議案　府中町都市計画税条例の一部改正について

１４　第３３号議案　府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１５　第３４号議案　工事請負契約の締結について

１６　第３５号議案　工事請負契約の締結について

１７　第３６号議案　財産の取得について

１８　第３７号議案　財産の取得について

１９　第３８号議案　監査委員選任の同意について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

町長	佐藤信治君
副町長	岡野浩子君
教育長	高杉良知君
企画財政部長	戸田秀生君
総務部長	坂本雅司君
福祉保健部長	山西仁子君
生活環境部長	金光一隆君
建設部長	井上貴文君
向洋駅周辺区画整理事務所長	脇本哲也君
消防長	寺尾光司君
教育部長	奥田米穂君
会計室長	立石佳之君
企画財政部次長	増田康洋君
総務部次長	大塚圭子君
福祉保健部次長	新見公平君
生活環境部次長	屋敷　学君
建設部次長兼監理課長	池口豊記君
建設部次長兼建築課長	川口正幸君
向洋駅周辺区画整理事務所次長	中西　肇君
消防本部次長	寺西宏政君
財政課長	胡子幸穂君
税務課長	金川秀之君
高齢介護課長	中本孝弘君
町民生活課長	岩﨑雅男君
都市整備課長	磯亀　智君
下水道課長	原田　司君
区画整理課長	岡村紀行君
消防課長	橋本臣彦君
予防課長	新宅和彦君
総務課長（教委）	谷口充寿君

学　校　教　育　課　長　　土　井　賢　二　君

学　校　教　育　課　主　幹　　畑　尻　佳　括　君

社　会　教　育　課　長　　山　下　賢　二　君

～～～

○議長（中村武弘君）　御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から６月２６日までの５日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

３月定例会以降ですが、去る４月２０日に県議長会の定例会に出席いたしました。

協議事項として、皆さんも参加されました５月２４日の議員研修会の開催について調整を行いました。

なお、この研修内容につきましては、皆さんも御参加されておられますので、割愛させていただきます。

そのほか、５月２８日に全国町村議長研修会に出席しております。

研修会では、山梨学院大学の江藤俊昭教授から「町村議会のあり方に関する研究会報告書」の概要や、議会運営事例として、長崎県の小値賀町議会や徳島県那賀町議会、福岡県大刀洗町議会の議会改革活性化への取り組みなどについて講演を受けております。

なお、詳細については事務局に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、梶川委員長、お願いいたします。

○４番（梶川三樹夫君）　皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月２０日に委員会を、６月１１日に委員会並びに協議会を開催しております。

４月２０日の委員会では、重要施策の総合企画に関する事務調査及び校舎その他の施設設備に関する事務調査として、５月９日から１１日の委員会行政視察の事前研修と、視察先における事前質問事項の確認を行っております。

当日の委員会では、平成３０年度の児童・生徒数についての報告を受けております。

なお、この報告数は学級編制に係る５月１日の基本調査数ではなく、４月１日現在の数値でございますので、つけ加えておきます。

また、閉会中の委員会事務調査として、次の４項目の申し出がありました。

１、英語教諭の英検資格取得状況について。

２、栄養教諭の配置について。

３、児童・生徒の避難訓練の実施について。

４、学校社会教育施設等の利用整備マスタープランについて。

以上、４つの項目について理事者から説明を受けました。

なお、当日は協議会は開催していません。委員会のみでございます。

続いて、６月１１日の委員会では、皆さんに配付のとおり、行政視察の出張報告の取りまとめを行っています。参考にしていただければと思います。

また、当日は閉会中の委員会事務調査の申し出が次の４項目ありました。

１、社会教育の充実について。

２、揚倉山健康運動公園グラウンドの芝生について。

３、町内小・中学校における臨時的任用教員等の実態について。

４、府中町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税制度）について。

以上、４つの項目について理事者から説明を受けました。

また、委員会に続き協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　厚生委員会、繁政委員長、お願いいたします。

○５番（繁政秀子君）　おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月２４日に委員会を、６月１３日に委員会及び協議会を開催いたしております。

４月２４日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町地域福祉計画と府中町高齢者福祉計画、第４期介護保険事業計画の報告を受けております。

そのほか、５月２１日から２３日に実施した委員会行政視察の行程確認などを行っております。

また、６月１３日の委員会では、府中町子どもの生活に関する実態調査結果についての説明を受けたほか、行政視察の出張報告の取りまとめを行っております。皆さんのお手元に配付いたしておりますので、ごらんになっていただければと思います。

そのほか、６月定例会前ということで、協議会に切りかえて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　建設委員会、力山委員長、お願いいたします。

○１８番（力山　彰君）　皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月２３日に委員会、６月１２日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、５月１６日から１８日にかけて、行政視察を行っております。

４月２３日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、平成３０年度主要工事の施工計画について、工事請負契約の締結の報告について及び工事請負変更契約の締結についての報告を受けました。

また、行政視察についても調整を行いました。

６月１２日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、工事請負契約締結の報告について及び工事請負変更契約の締結についての報告を受け、出張報告の取りまとめを行っております。

５月１６日から１８日までの行政視察につきましては、出張報告にまとめ、皆さんのお手元に配付しておりますので、ごらんください。

また、協議会では、６月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　議会運営委員会、児玉委員長、お願いいたします。

○１０番（児玉利典君）　皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降は、一昨日６月２０日に議会運営委員会を開催しております。

委員会においては、今定例会の運営についてということで、３月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案について協議いたしました。

また、６月定例会において、町長から４月１日付の部長級の人事異動の紹介を行っていただいておりましたが、本年度より年度当初の各常任委員会で実施するようにしておりますので、今回から本定例会では行わないことを確認しております。

以上、簡単でございますが、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　議会報特別委員会、上原委員長、お願いいたします。

○８番（上原　貢君）　おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、議会報特別員会は３月１９日の定例会閉会後、３月２９日、４月１２日及びきのうの６月２１日の４回開催しております。

３月１９日の委員会では、議会だより第１４９号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

３月２９日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、それから４月１２日の委員会では、初校により見出しや記事の内容などの校正を行いました。

また、昨日６月２１日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第１５０号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

なお、第１５０号の中の色は、８月発行でございますのでブルーに中の色がなりますので、御了解よろしくお願いします。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　次に、監査委員報告をお願いします。

木田監査委員。

○２番（木田圭司君）　皆さん、おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員木田圭司の両名が実施をいたしました。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、２月分を平成３０年３月２０日に、３月分を４月１６日に、４月分を５月１５日にそれぞれ実施をいたしました。

次に、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査ですが、平成２９年度第４期定期監査を平成３０年１月２９日から平成３０年３月３０日までの期間で行い

ました。

今回の定期監査は、テーマ監査として時間外勤務及び休日出勤について行っております。昨今、働き方改革が求められており、時間外勤務及び休日勤務の実態を調査し、前回、平成１４年度に行った監査内容と比較するとともに、昨年５月１１日付副町長通知や１９日付総務部長通知に沿った取り組みが行われているかという視点で実施いたしました。

監査の結果については、お手元に配付している資料のとおり、おおむね適正に処理をされておりました。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会について報告をさせていただきます。

３月定例会以降、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておりません。

報告は以上でございます。だから、報告はありません。

○議長（中村武弘君）　以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対しての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　揚倉山健康運動公園の人工芝化について報告がありましたが、その内容はどういうものですかね。進捗状況、お願いします。

○議長（中村武弘君）　４番梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　早急に結論を出してほしいと、結論をどうするのかということを私は言いたかったんですけど、今検討中というか、その実態を費用対効果とかグラウンドの状況とかを今検査してるんだという内容で、私としてはとにかく長いので、早く結論を出してほしいということを言いました。

ただ、短い、そんな長いあれじゃなかったんですけども、そういう要望をして結論はまだ出ておりません。

○議長（中村武弘君）　ほかに。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　ふるさと納税のことについての調査をしてほしいのがあったように気がするんですが、行政のほうからどのような説明があって、今後それをあんまりたくさんじゃないと思いますから、行政のほうではそれを受けて、今後どういうようにやっていくというような答えがあったのか、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　４番梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　ふるさと納税制度についての説明を受けました。そして、今返礼品が１０品あるということを受けて、委員のほうからも府中らしいものが、商品がないんじゃないかとか、もっとＰＲをしてほしいとかいう意見が出されました。これから検討をしていくということだったと思います。前向きに検討していきますという返答はいただいております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対しての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　連続立体交差事業の説明を受けられたと言われましたので、どの程度調べられとるかということと、どの程度説明があったのかということと、今、多分私、線路の北側じゃなしに南側でまだ３件ほど堀越地区で残っとるわけなんですよね。市のほうへちょっと、市と県のほうへ確認とりましたら、今連立の事業認可いうのが切れとるわけなんですよ。それで、来年新たにつくって来年買収に行きますという回答を得てるんですが、要するに府中の中だけで連立問題いうのは何ぼ話しても、ＪＲとか県とか市と話をしたもんでないと、何もしょうがないと思うんですよね。

ですから、そのような話し合いを持つことが、私は連立に対しては重要じゃないかと思うんです。

例えば、線路渡るときにほんま私なんか週３本ぐらい電車を待つときとか、夜なんかタクシーで帰るときね、来もせん電車の信号がついて、汽車は来んのに信号が途中でとまる。そんなばかなことがいっぱい起きとるわけなんですが、もうこれ長い懸案ですので、もうそこら辺は回答は国との５者協定ですのでしっかりやっていただき、町の枠を超えてそういった関係団体との協議をせんと、何ぼやっても進まんと思います。

府中町は府中町だけで進んでいますが、それだけでは効果は上がっていかないと思いますので、そこら辺どのように話されたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中村武弘君）　１８番力山議員。

○１８番（力山　彰君）　建設委員長の力山です。

今の進捗が早く進めということについては、建設委員会のほうではおくれとるとかそういった話は出ておりません。私的な話で言いますと、府中町は早く進めてもらわないと負債いうか余分な経費がたくさんかかるんで、頑張っていただきたいということは伝えてはおりますが、広島市が前向きに半年早く進めますとか、そういう具体的な話は一切出ておりませんし、報告もありません。

ただ、建設として、工事としては、今工事してます山を崩す工事ですね。これが今年度中には終わるんじゃないかというふうにはお聞きしておりますが、それ以外のことは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　先ほど申したんですが、これ５者協定ですので、府中町の中で話をしてもこれは進まないもんだよと、はっきり言って。それで、私みたいに例えば市とか県に当たって、いつごろ、今事業認可切れてるんだという説明も聞いてますし、いつごろ今度は広島市も来年度から本格的に事業を手がけていくという確約も広島市のほうから得てますので、じゃけこれは何回も言うんですが、町だけで片づく問題じゃないですので、今ＪＲもちょっとトラブっとるみたいなんですよ。そういった

とこあたりから全部が合意に至らんと、なかなかＪＲさんもいい土地線路の横に持っとられるんですが、これもちょっと駅の代替地があって、それでそれが利用できないということで、スーパーのダイソーとかウォンツなんか引っ張ってきたらすごい町の形成できるんですが、できない状態にあるんですよ。

じゃけ、５者で府中町を含めて話せるように、町長に頼んでおくとか、建設部長、区画整理部長、そういった者に頼んで前向きにやっていただくようなことをやっていただかないと、町の中だけで報告受けた、どうじゃ言うてもね、これ進まないですよ、何ぼやっても。府中町だけの話し合いを持って、今言われたの多分鹿籠遊園跡地の話だと思うんですが、擁壁が切れたような。それぐらいしかできないですよ、本当。

じゃけね、私は全体に話しかけて、全体の話を進めていくという方向にやっていただけないだろうかという要望です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対しての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

７番二見議員。

○７番（二見伸吾君）　第４期定期監査結果報告についてなんですけれども、時間外勤務と休日勤務についておおむね適正という結果報告なんですけども、なかなかこのおおむねっていうのはよくわかりにくい言葉でして、時間外勤務並び休日勤務が一切ないというのであれば、これはもう適正でいいんですけれども、実態はそういうことではないだろうというふうに思いますので、今すぐ、今この場でということではありませんけれども、できますればこの時間外勤務及び休日出勤の一人一人ではもちろんなくていいんですけれども、職場ごとですとか、そういう数字を明らかにしていただけないだろうかということをどうでしょうか。

○議長（中村武弘君）　２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　今言われたことはちょっとお時間いただいて、対応させていただきたいと思います。

ここで使っているおおむねという言葉でございますが、働き方改革が叫ばれる中、平成２８年度、平成２９年度の時間外勤務に対する調査を行いました。

まず、前回同様な調査を平成１４年度に実施しており、１５年前との内容比較を行いました。年間３６０時間を超える時間外勤務を行っていた職員の割合は、平成１４年度で９．４％、平成２８年度では３．５％と大きく減少をしていました。

しかし、平成２８年度の時間外勤務が月６０時間を超える職員は１４名、労災基準の過労死ラインとなる月８０時間を超える者が８名見受けられました。

この状況を変えるため、平成２９年５月、副町長通知で時間外勤務の特定職員集中防止という目標を掲げられたことを受け、その通知後の時間外勤務の実態調査を行いました。この結果、月８０時間を超える勤務命令が禁止されているにもかかわらず、いまだこの時間を超えた勤務状況が見受けられました。

また、月６０時間を超過することが見込まれる場合、副町長や教育長の事前承認を徹底するとのことでしたが、事後承認となっていた状況も見受けられました。

このため、今後改善が必要な課題に関しては、総務部長に対し口頭で伝えております。このため、今回の報告書にはおおむねという表現を使わせていただきました。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　以前、小菅議員が監査やられてるとき、災害職員の監査をされたというようなことがありましたよね。それで、このたび大阪でだんだん広島に近づいてきてるんじゃないかと思うんですが、震災、地震、そういったもんがね、阪神もありましたよね。それで、府中の備蓄はどうなってるんだと。

例えば、食品にしても飲み物にしても、恒久的に使えるものじゃないと思うんですよね。定期的にある程度時期が来たら、食品も衣類にしてもかえていかなければならないと思うんですよ。ずっとナフタリン入れてから腐らないように、虫が食わないようにやっとくようじゃだめだと思うんですよ。

それで、それらの入れかえ等も私は監査の一部の一つじゃないかと思っております

ので、そこら辺について監査はどう監査されたのかお伺いします。大阪近辺のたまたまこのたび地震がありましたので、お伺いいたします。

○議長（中村武弘君）　２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　今の西議員の御指摘の内容については、実施をいたしておりません。当然、順番でやっていってますんので、そのときが来たらそういう検査とかをすると思いますが、先ほど報告いたしましたとおり、今回は報告どおりの検査をしておりますので、そのときが来ればそういうことを頭に入れて実施を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。１０時１５分。休憩

（休憩　午前１０時０３分）

（再開　午前１０時１５分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４に入る前に、町長から議案の訂正について発言許可の申し出がありましたので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君）　議長から発言の許可をいただきましたので、報告の訂正をさせていただきます。

訂正する報告は、報告第２１号、専決処分の承認についてであります。

訂正箇所は本文の３行目でございまして、訂正内容はお手元に配付させていただい

ております正誤表のとおり、第１７９条第１項の前に、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）を加えるものでございます。

校正が不十分でございました。訂正し、おわびを申し上げます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ただいまの申し出のとおり、議案の訂正をお願いいたします。

それでは、日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　本日から開会をお願いいたしております本定例会は、２６日までの５日間ということでございます。町長報告、行政報告は、各常任委員会では１件と申し上げておりましたが、１件追加をさせていただきまして、２件報告をさせていただきます。よって、町長報告、行政報告含めまして２６件の議題を提起させていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、町長行政報告を２件いたします。

まず１点目でございますが、平成３０年６月１８日に発生をした大阪府北部の地震を受けまして、町の対応についてでございます。

平成３０年６月１８日に発生をした大阪府北部の地震によりまして、高槻市立寿栄小学校のプールのブロック塀が倒れ、小学４年生の女児が通学途上に下敷きになり死亡するという事案が発生をいたしております。安全であるべき小学校施設によりとうとい命が失われたことは、非常に残念でなりません。

この事案を踏まえまして、町では６月１８日から学校施設、その他公共施設、通学路の緊急点検を実施をいたしております。学校施設、その他公共施設については、施設内にあるブロック塀の高さ、老朽化やぐらつきの有無などに着目し、点検を実施をいたしております。通学路につきましては、５つの小学校施設から半径５００メートルの範囲を徒歩にて、高いブロック塀や危険と思われる箇所の有無について、目視により現状把握をいたしておるところでございます。

この緊急点検により、建築基準法違反ではないが、建築基準法改正前に設置された既存不適格のブロック塀数カ所を早期に発見をいたしておりまして、現在、対応について検討しておるところでございます。

国、県からの点検要請の通知もあり、点検要領に基づく点検を改めて実施をし、さ

らなる安全確認を行うとともに、必要に応じて安全確保策を実施いたしたいと思っております。

また、町民の皆様がより安全で安心して暮らせるまちづくり、子どもたちが安心して過ごせるまちづくりのためにも、こうした点検を定期的に実施してまいりたいというふうに考えております。

次に２件目でございますが、平成２９年度歳入歳出決算見込みの概要でございます。

例年も御報告いたしておりますが、ことしも５月３１日に出納閉鎖となりまして、平成２９年度歳入歳出決算の見込みについて、御報告をいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、町税では予算現額に対し、法人町民税で６，３００万円下回りましたが、個人町民税が７，９００万円、固定資産税が１億５，７００万円上回りまして、町税全体では予算現額を１億６，７００万円上回る７５億７，７００万円となっております。３月定例会で、法人町民税４億円の減額補正を行っておりますので、当初予算に対しましては２億３，３００万円下回ったということになります。

また、平成２８年度の決算額と比較をいたしますと、法人町民税がマイナス１２億４，８００万円となり、町税全体では９億５，８００万円の大きな減収となりました。

これらの減収に対応するため、減収補てん債を４億円借り入れと財政調整積立基金４億８，０００万円の取り崩しを行い、財源不足に対しまして対処いたしております。

なお、減収補てん債は、地方交付税算定上の法人町民税算定額と決算額との乖離を調整するもので、次年度以降３年間で精算交付される８億８，０００万円の約半分を当年度の地方債として借り入れしたものでございますので、町の財政を毀損するものではないということを申し添えておきたいというふうに思います。

歳入総額では、翌年度への繰越財源を除き、予算額に対し９３．８％の収入率となりました。

歳出では、予算に計上したまちづくりへの取り組みを着実に実施し、適正に事業を執行した結果、翌年度への繰越額を除いた歳出総額では、予算額に対し９３．６％の執行率となっております。

この結果、平成２９年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額１９５億６００万円、歳出総額１９４億３，８００万円で、翌年度への繰り越すべき財源３，７００万円を除き、３，１００万円の剰余金が生じるものと見込んでおります。

財政調整積立基金につきましては、４億８，０００万円を取り崩しいたしましたので、基金現在高は１５億５００万円となりまして、前年度末と比較して２億２，０００万円の減少でございます。

また、各特別会計におきましても適正な予算執行の結果、赤字決算はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第７号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第７号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の報告について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、平成３０年３月２６日に次のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　おはようございます。福祉保健部長です。

報告第７号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

本件、専決処分による条例改正は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第１項に規定する条例の改廃で法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分により改正させていただき、同条第２項の規定により、本議会に報告させていただくものでございます。

それでは、報告第７号参考資料をごらんください。

１、改正の趣旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年４月１日に施行されることに伴い、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

続いて２、改正事項の概要でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第７次地方分権一括法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正が行われ、同法第３条に項ずれが起きたため、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において、繰り下げる項を引用する箇所、第１５条第１項第２号中、同条第９項を同条第１１項に改めるものです。

今回の法の改正の内容は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園である認定こども園幼稚園型、認定こども園保育所型の認定等の事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲するもので、移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るための改正でございます。

なお、指定都市は、政令指定都市や中核都市などであり、当町は含まれないものでございます。

最後に専決処分期日でございますが、平成３０年３月２６日、改正条例の施行期日は平成３０年４月１日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　認定こども園ですけど、２種類あるということで、幼稚園型と保育園型と非常によく似てるんですけど、違うとこもあるんですね。

どの辺が違うんか私が知ってるのは、幼稚園型には学校なんで学校薬剤師と学校医が要るんだというのはわかってます。あと、保育園には要らないんだとか、そのぐらいしか知らないんですけど、違いはどういうところでしょうか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（新見公平君）　認定こども園ということですが、種類として今部長がお話しした中で、幼稚園型、保育所型、それから幼保連携型というものがございます。

幼稚園型というのは、幼稚園に保育所機能をプラスしたもの。それから、保育所型というのが、保育所に逆に今度は幼稚園の機能を追加したものという形になりますので、それと幼保連携型につきましては、これはもう幼稚園と保育所、それぞれ人数的にも同じぐらいの人数を確保した施設になります。

例えば、町であれば、認定こども園つばめさんがこの幼保連携の認定こども園という形で、現在定員が１７０名、１８０名なんですが、保育所の定員がですね、幼稚園のほうも同じく１５０名近いお子さんの保育をさせていただいております。

それから、幼稚園型のほうですが、先ほど言いましたように幼稚園に保育所を加えるという形になりますので、現在ある幼稚園に施設はそのままで改めて保育所機能、ゼロ歳、年齢からいいますと、今度は２号、３号という認定保育所機能のものをつけ加えるような形になるんですが、保育所機能でも幼稚園型というのは、幼稚園型はゼロ歳、１歳、２歳も受けられる形にはなるんですが、その場合はそういった施設のほうの整備も必要になってくるんですが、このまま今の幼稚園型で３歳以降、３、４、５歳を受け入れる場合も受け入れられるという形にはなってまいります。

保育所型は、逆に言うとゼロ歳から５歳まで受け入れておりますので、そこへ今度は保育所自体は保育に欠ける保護者が中心になりますので、逆に保育所、仕事をやめられた場合に、３、４、５歳であれば幼稚園のほうに移行できるというようなものが保育所型という形になります。

ちょっと説明のほうがだらだらで申しわけないんですが、一応そういった形で幼稚園型は幼稚園に保育所機能をプラスしたもの、保育所型は保育所に幼稚園を機能したものと御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　機能的には変わらないんでしょうか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（新見公平君）　機能的には幼稚園部分と、教育部分と保育部分とが入ってまいりますので、変わりはございません。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第８号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第８号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細の説明につきましては、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　おはようございます。総務部長です。

報告第８号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについて、御説明をいたします。

この報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第３項に規定をする１００万円以下の損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

内容でございます。

昨年、平成２９年１１月１１日午後８時ごろ、イオンモール広島府中内駐車場を機材車で走行中、場内の天井つり下げ式の案内表示板２カ所に接触し、破損をしたものです。

当時、広島県知事選挙において、イオンモール広島府中のイオンホールで期日前投票所を開設しておりましたが、１１月１２日投票日の前日、期日前投票の最終日の

１１日に物品を撤収するためにイオンモールの車両搬入口に向かう途中に起こったものでございます。駐車場の高さ制限が２．１メートルであったところを、後部荷台の高さ２．５３メートルの車両で進入したため、天井からのつり下げの場内進行方向を示す看板に接触し、ゆがめてしまったものです。

原因につきましては、運転者が荷台のほうが高いということを認識をしていなかった、失念をしておったということが原因と考えております。

事故後にはイオンモールの事務所に連絡し、相手方と現場を確認をしております。

損害賠償額は案内表示板の修理代３２万４，０００円、専決処分の日は平成３０年４月９日です。

このたびの事故に関し、関係者の皆様に大変御迷惑をおかけましたことを深くおわび申し上げます。再発防止策としまして、運転席よりも荷台が高いということを確実に認識させるために、車両の高さが２．５３メートルの表示と、注意喚起のシールを運転席から見えるところに張りました。

さらに、職員には運転時、乗降時にかかわらず安全確認を怠らないように、注意喚起を行っております。

また、昨年度に業務で車を運転する職員を対象に１２月に安全運転講習会を開催しておりましたが、継続して今年度も安全運転への取り組みを行う予定としております。

以上、報告をいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　つり下げ表示板２枚になっとるよね。表示板がこういうようにぶら下がっとったん。そしたら、ごん当てて、もう一回当てたわけ。あら、そう。１回当たったら大体気がつかん。そことまらんと次にまた当てに行っとるわけよ。よくないね、これね。

じゃけ、これはかなりやっぱりこの人は運転が未熟だと思うから、徹底的に勉強してもらって、目の前にぶら下がっとるんが当たったんじゃけ、次まで当てる必要ないと思うよ、うち、何ぼ考えても。じゃけ、１枚だけいうんならわかるが、２枚当たっとるのはどういうこっちゃ。じゃけ、やっぱり三十何万円要るわね。せっかくイオンモールさんがみんな期日前投票ができるように配慮してくださって、みんな喜んでイ

オンモールで投票したんだけど、三十二万何ぼも無駄な支払いしたようなもんじゃろう。じゃけ、運転しよった人がどこにおってか知らんが、ここでようよう言うとくから、運転手さんしよった人ね、１回だけならまだこらえてあげるが、２回もぶつけて当てるいうのはおらん。じゃけ、それはよう注意してください。いいですね。お願いします。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第９号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第９号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、教育部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

教育部長。

○教育部長（奥田米穂君）　おはようございます。教育部長です。

補足説明をいたします。

報告第９号、損害賠償の額を定める専決処分の報告です。この専決処分の報告につきましては、先ほどの報告第８号の同様の規定によりまして、本議会に報告させていただくものでございます。

事故の内容ですが、平成３０年３月１２日午後７時３０分ごろ、学校開放事業で府中中学校の体育館を利用するため、被害者の方が東門から車両で進入し、テニスコート沿いに設置している側溝のグレーチング上を走行した際、グレーチングがずれていたのに気づかなかったため、グレーチングが落下し、車両の左前方から左後部と左後方タイヤに損害を与えたものでございます。

今回の報告は、施設管理上問題があったことが原因と考えられるため、町側の責任は１００％、相手側の負担割合はゼロということになります。

事故を受けまして現場を確認いたしましたところ、側溝部分に傷跡が確認できたため、事故発生は間違いないものと思われます。被害者に対しましては、安全管理を怠っていたことの謝罪を行いまして、車両の状況を確認したところでございます。

損害賠償額は１１万８８０円でございまして、車両の修理代のみということになります。

相手方は、府中町大洲一丁目６番２６－２０９号にお住まいに山西克哉さんです。

専決処分日は平成３０年４月２６日でございます。

このたびの事故を受けまして、再発防止のため、グレーチング全体を覆う厚手のゴムシートを設置いたしました。車両が通行してもグレーチングが動くことがないことを確認しております。

教育委員会といたしましては、日常点検を強化し、これまで以上に学校施設の安全管理に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１０号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１０号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　皆さん、おはようございます。建設部長でございます。

報告第１０号、専決処分の報告について、補足して説明をいたします。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項

の指定について、第５項に規定する議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の１０分の２を超えない変更契約を締結することに該当するもので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容についてでございますが、工事名、防災行政無線デジタル化整備工事。工事場所、府中町町内一円でございます。請負金額は、平成２９年６月議会定例会において８，９６４万円で契約の議決をいただき、平成２９年の１２月議会定例会において、屋外子局２台の追加整備で１億６４１万９，９６０円の変更契約の専決処分の報告をさせていただいております。このたび、変更後の請負金額が１億７１７万５，９６０円で、前回の報告時より７５万６，０００円の増額となり、専決処分を行ったものでございます。請負人は、広島市中区西十日市町１０番９号　電気興業株式会社広島支店でございます。

主な変更内容でございますが、マツダ病院屋上への子局整備に伴い、作業計画について病院と協議をした結果、レッカー車の使用による作業範囲が緊急車両の通行に影響が出る可能性があることから、レッカー車による子局の設置が不可能となり、人力による設置となったため、仮設足場を追加したものでございます。

また、役場屋上の避雷針の取りかえをあわせて追加したものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２９年６月２３日、専決処分年月日は平成３０年３月２０日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１１号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１１号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、引き続き建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　報告第１１号、専決処分の報告について、補足して説明をいたします。

今回の専決処分の報告につきましては、先ほど報告第１０号と同様の規定により、本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名は南小学校青崎東線道路整備工事。工事場所は、府中町青崎東でございます。請負金額は、平成２９年６月議会定例会において６，０９１万２，０００円で契約の議決をいただき、平成２９年の１２月議会において、歩道部への視覚障がい者誘導用表示の追加整備により、６，５１９万９６０円の変更契約の専決処分を報告をさせていただいております。このたび、変更後の請負金額が６，６２９万４，７２０円で、前回の報告時より１１０万３，７６０円の増額となり、専決処分を行ったものでございます。請負人は、安芸郡府中町青崎中１７番１２号　神野建設株式会社でございます。

主な変更内容でございますが、道路拡幅予定地について、歩行者の安全を考慮し設置をいたしました仮設道路舗装の取り壊し及び処分の数量の変更、また支障となりました給水管の移設を追加し、変更したものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２９年６月２３日、専決処分年月日は平成３０年３月２０日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１２号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１２号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、向洋駅周辺区画整理事務所長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

向洋駅周辺区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（脇本哲也君）　改めて、おはようございます。向洋駅周辺区画整理事務所長です。

報告第１２号、専決処分の報告について、補足して説明いたします。

今回の専決処分の報告につきましては、先ほどの報告第１０号、１１号と同様の規定により、本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名、街区整備工事２９－２。工事場所は、府中町向洋駅周辺土地区画整理事業区域内。請負金額は、変更前が１億２０６万円、変更後が１億７０１万８，２８０円で、４９５万８，２８０円の増額です。請負人は、広島市東区矢賀新町四丁目７番６号　大政建設工業株式会社でございます。

今回の変更理由でございます。当初、既存の現場打ちのくいの引き抜き１４本を計画しておりましたが、実際に引き抜き作業を行ったところ、既存ぐいのうち４本のくいが一部変形し、当初想定していたものよりも太い部分があることが確認されました。そのため、既存ぐいの大きさに対応した掘削器機などに変更したものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２９年１２月１５日、専決処分年月日は平成３０年３月２７日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１３号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１３号　平成３０年６月２２日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）

平成２９年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君）　おはようございます。企画財政部長です。

それでは、報告第１３号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を補足して説明させていただきます。

本報告は、３月補正等において繰越明許費として議決をいただきました事業について、今年度に入り翌年度繰越額が確定しましたので、その内容を報告するものでございます。

裏面の平成２９年度繰越明許費繰越計算書をごらんください。

合計６事業で、翌年度繰越額の総額は５億３，５４６万２，９８４円です。

それでは、事業ごとに説明いたします。

款　土木費、項　道路橋りょう費、事業名、橋りょう長寿命化事業は、４３２万円の繰り越しです。

みくまり二丁目の稲田橋修繕工事において、劣化した床版の修繕に使用する二次製品の床版について、製造に時間約３カ月を要したため、繰り越しを行ったものでございます。

項　都市計画費、事業名、向洋駅周辺土地区画整理事業は、４億７，８６９万９，７４０円の繰り越しです。

内容は、工事１件、補償３件、業務委託１件です。移転交渉及び街区整備工事等について、事業の完了が見込めないことから繰り越しを行ったものです。

続きまして、事業名、県施行街路事業負担金事業は、４０４万６，２４４円の繰り越しでございます。

青崎池尻線の整備に係る負担金ですが、用地買収の状況等から繰り越しが発生した

ため、町の負担金についても繰り越しを行ったものです。

続いて、事業名、広島市東部地区連続立体交差事業は、１，９３６万８，０００円の繰り越しです。

連立事業のうちの街路事業、明陳山山切工事等について、年度内に完了が見込めず、繰り越しが発生したため、町の負担金も繰り越しを行ったものです。

続いて、事業名、南小学校青崎東線整備事業は、１，９１８万９，０００円の繰り越しです。

南小学校青崎東線の道路改良工事において、地元との協議調整に時間を要したため、工期的に事業の完了が見込めないことから繰り越しを行ったものです。

続いて、事業名、公園改修等事業は、９８４万円の繰り越しです。

柳ケ丘南広場、これは南保育所の跡地になります、の防球ネット等整備工事について、工期的に事業の完了が見込めないため、繰り越しを行ったものです。

各事業とも財源内訳は記載のとおりとなっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　南小学校青崎東線事業よね。あそこで今の説明では、地域との話し合いが協議がうまくいってない。それで、明許繰り越しになったという説明だったと思います。話はだんだん進んでいって、つきそうなんかどうか。

○議長（中村武弘君）　都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀　智君）　繁政議員の御質問に対して御答弁いたします。

地権者との協議につきましては既に終わりまして、順調に工事のほうは完了しております。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１４号、予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）をお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１４号　平成３０年６月２２日提出。

予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）

平成２９年度府中町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、引き続き企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君）　引き続き、報告第１４号、予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）を補足して説明させていただきます。

本報告は、３月補正において繰越明許費として議決をいただきました事業について、今年度に入り翌年度繰越額が確定しましたので、その内容を報告するものでございます。

裏面の平成２９年度繰越明許費繰越計算書をごらんください。

１事業で、翌年度繰越額は８７０万円です。

款　事業費、項　下水道事業費、事業名、公共下水道事業は、８７０万円の繰り越しです。

関連公共下水道２９－５築造工事において、交通誘導員の確保調整に不測の日数を要したことにより、平成２９年度内に工事完了できなくなったため、繰り越しを行ったものでございます。

財源内訳は記載のとおりです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１５号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いいたしま

す。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１５号　平成３０年６月２２日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定のより、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、引き続き企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君）　報告第１５号、府中町土地開発公社の経営状況についてを補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、平成３０年度予算に関し、平成３０年３月２３日に、また平成２９年度決算に関し、平成３０年５月１４日それぞれ理事会を開催し、承認を受けております。

それでは、まず平成２９年度決算から御説明いたします。

１ページをお願いします。

平成２９年度に行った事業の概況が記載されております。

１、総括の（１）公有地取得事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する公共施設用地として、面積３１７．１１平方メートル、金額６，１５２万円により取得しております。

（２）公有地売却事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する小宅地対策用地等として、面積１６１．６９平方メートル、金額６，５２７万２，９０５円により町へ売却しております。

また、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する公共施設用地として、面積４１９．９８平方メートル、金額７，２７０万９，２３７円により町へ売却しております。

（３）当年度末公有地保有状況は、面積５，０１８．５０平方メートル、金額１１億７，９３０万５，５９１円となっております。

２ページをお願いします。貸借対照表です。

まず、資産の部です。

１、流動資産の（１）現金及び預金は８，２３２万９，６２６円となっております。

（２）未収金は８７万３，９８９円となっております。未収金は、長期借入金の借りかえに係る未収入の金額ですが、年度末が休日であったため一時的に発生したもので、翌年度４月２日には収入済みとなっております。

（３）公有用地は、向洋駅周辺土地区画整理事業の用地として先ほど１０ページで御説明したとおり、１１億７，９３０万５，５９１円となっております。

流動資産合計は１２億６，２５０万９，２０６円となっております。

２、固定資産です。

（２）無形固定資産のソフトウエア１円は、平成２３年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価格で、無形固定資産合計も同額となっております。

（３）投資その他の資産の長期性預金５００万円は、基本財産としての町からの出資金で、投資その他の資産合計も同額となっております。

固定資産合計は５００万１円で、先ほどの流動資産と合わせた資産合計は１２億６，２５０万９，２０７円となっております。

次に、負債の部です。

流動負債の（１）未払い金は８７万９，８１４円で、流動負債合計も同額となっております。未払い金は、長期借入金の返済に係る未払いの金額ですが、年度末が休日であったため一時的に発生したもので、翌年度４月２日には支出済みとなっております。

２、固定負債の（１）長期借入金は、向洋駅周辺土地区画整理事業の用地購入に係る金融機関からの借入残高で、１１億４４６万４，００８円となっており、固定負債合計も同額となっております。

流動負債と固定負債を合わせた負債合計は、１１億５３４万３，８２２円となっております。

次に、資本の部です。

１、資本金の（１）基本財産５００万円は町からの出資金で、先ほどの資産の部、２、固定資産の（３）投資その他の資産における長期性預金と同額となっております。

２、準備金の（１）前期繰越準備金は、平成２８年度から繰り越した金額を計上し

ており、１億５，７２３万７，８８１円となっております。

（２）当期純損失は、当期の損益計算上の損失を計上したもので、７万２，４９６円となっております。

準備金合計は１億５，７１６万５，３８５円で、先ほどの資本金と合わせた資本合計は１億６，２１６万５，３８５円となっております。

負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は、１２億６，７５０万９，２０７円で、資産の部合計額と一致しております。

続いて、３ページ、４ページは財産目録ですが、２ページ、貸借対照表の内訳を記載したものでありますので、説明は省略いたします。

５ページをお願いします。損益計算書です。

当書類は、２ページ、貸借対照表の資本の部、２、準備金の（２）当期純損失７万２，４９６円の内訳を示すものとなっております。

１、事業収益の（１）公有地取得事業収益は、１億３，７９８万２，１４２円となっております。向洋駅周辺土地区画整理事業の用に供する小宅地対策用地等並びに公共施設用地を町に売却したことに伴う収益で、１ページの概況でも御説明したとおりでございます。

２、事業原価は、１の事業収益を得るために要した経費を計上したもので、（１）公有地取得事業原価１億３，７９８万２，１４２円となっております。１の事業収益と同額であり、よって事業総利益はゼロとなっております。

３、販売費及び一般管理費は、役員報酬や公租公課などの事務的な経費を計上したもので、（１）販売費及び一般管理費７万４，０５０円となっており、事業損失も同額となっております。

４、事業外収益は預金利子を計上したもので、（１）受取利息１，５５４円となっております。先ほどの事業損失との差し引きを行った額７万２，４９６円を経常損失として計上しており、同額が当期純損失となっているものでございます。

７ページから１２ページは、ただいま御説明した決算に係る附属明細書となっております。参考にしていただければと思います。

それでは、続きまして平成３０年度予算について御説明いたします。

１３ページからが平成３０年度の予算書となっております。

１４ページをお願いいたします。

第２条が事業計画です。

１の公有地売却事業では、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する減価補償用地を売却するものとして、面積１８９平方メートル、事業費１億１７３万２，０００円、小宅地対策用地を売却するものとして、面積３１１．９０平方メートル、事業費７，４２９万１，０００円、また公共施設用地を売却するものとして、面積１，４９７．７７平方メートル、事業費２億６５８万９，０００円をそれぞれ計上しております。

１５ページをお願いします。

第３条は、収益的収入及び支出です。公有地売却事業に係る経費や事務的な経費などを計上しております。

１６ページをお願いします。

第４条は、資本的収入及び支出です。長期借り入れに係る経費や借り入れを償還する経費などを計上しております。

１７ページをお願いいたします。

第５条は、長期借入金に係る目的や限度額などを記載しております。

１８ページをお願いします。

第６条は、資金計画です。第３条、第４条に計上した金額などを受け入れ、支払い別に計上しております。受け入れ金額が６億６，８４５万９，０００円、支払い金額が６億６，１０９万３，０００円、差し引き７３６万６，０００円となっております。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

５番繁政議員

○５番（繁政秀子君）　１４ページの公共施設用地売却事業いうのがあるでしょう。公共用地ってどこを売るん。

○議長（中村武弘君）　企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君）　ここで言う公共用地といいますのは、道路になったりとか、いわゆる公共的な。物が、施設が建つっていうわけじゃなくて、道路にしたりとかいうような用地を総称して公共用地というふうな定義をしております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　９ページの販売管理費の件ですが、これ人件費というのが４万７，７００円あるんですが、役場の人がこれ受け取るわけじゃないだろうし、これは具体的にどういうふうな支払いになるんでしょうか。

○議長（中村武弘君）　都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀　智君）　４万７，７００円なんですけれども、それは役員報酬となっております。議員さんと理事の役員報酬になります。

答弁は以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第５、報告第１６号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１６号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の承認について。

平成３０年度府中町一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成３０年４月６日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（戸田秀生君）　報告第１６号、専決処分の承認についてを補足して説明いたします。

府中町中学校生徒転落事故に係る損害賠償請求事件について、平成３０年３月

３０日、広島地方裁判所の判決がおり、賠償金額が確定いたしました。

町としては、判決内容を重く受けとめ、被害者救済の観点からも判決を受諾し、なるべく速やかに賠償金の支払いを行うことといたしました。

また、この判決は仮執行宣言つきの判決で、判決確定前であっても、その判決に基づいて強制執行ができるものであり、控訴期限の２週間を待たず、より早い時期に賠償金の請求が行われる可能性もございました。

よって、町として可能な限り早急に予算措置を講じる必要があり、地方自治法第１７９条の規定により、４月６日に専決処分を行ったものです。

内容としては、平成３０年度一般会計補正予算（第１号）で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億６，２０４万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１７０億４，６８９万９，０００円とするものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

５ページをごらんください。歳入です。

款　諸収入、項　雑入、目　雑入、節　雑入の保険金は、１億６，２０４万２，０００円の増額補正です。損害賠償金に対し、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険から保険金が支払われるものでございます。

６ページをごらんください。歳出です。

款　教育費、項　中学校費、目　学校管理費、中学校管理運営事業、賠償金１億６，２０４万２，０００円の増額補正です。

内訳でございますが、３月３０日、広島地方裁判所の判決内容である賠償金が１億１，２６１万７，０００円になります。これに対する遅延利息４，９２４万８，０００円及び訴訟経費１７万７，０００円となります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

～～～

申請を行うことができる者を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて２、改正事項の概要でございます。

条例第３条の規定により、町が指定を行う地域密着型の事業所については、指定の申請を行うことができる者は法人と限られていましたが、看護小規模多機能型居宅介護については、指定の申請を行うことができる者に、病床を有する診療所を開設している者を加えるものでございます。

指定の基準を緩和したものとなりますが、条件として利用者専用の宿泊室を１床確保すること、また介護事業、小規模多機能型居宅介護の人員基準や設備基準を満たしている必要があります。

なお、看護小規模多機能型居宅介護とは、施設への通いを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、日常生活上の介護や支援、機能訓練を行う小規模多機能型居宅介護に医療的なニーズも対応するよう訪問看護を加えたもので、対象者は要介護者であり、現在町内にはございません。

最後に、施行期日でございますが、平成３０年４月１日としており、専決処分日は平成３０年３月３０日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第７、報告第１８号、専決処分の承認についてを議題に供

します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１８号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成３０年３月３１日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　専決処分の承認について、府中町税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この専決処分による条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成３０年４月１日に施行するのに伴い、府中町税条例の改正を行う必要が生じたことにより、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条３項により議会の承認を求めるものでございます。

報告第１８号参考資料をごらんください。

改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。大きく分けまして、町民税関係と固定資産税関係の２点になります。

まず、町民税関係です。

（１）として、法人の町民税の申告納付について、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、外国の法人税等の額を法人税割額から控除することについて規定するものです。株主である法人は、外国の投資信託等で課税された金額が控除対象所得税控除額となるため、国税である法人税から控除し切れなかった場合に地方法人税から控除をされるものでございます。

（２）法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについての規定をしています。延滞金の計算をする場合は、法人が申告後に減額更正をし、さらに増額更正をした場合、従来の納付日からの期間計算ではなく、申告日から計算するとするものです。よって、延滞金に係る日数がふえることになります。

次が固定資産税関係です。

（１）改修実演芸術公演施設に対する固定資産税を改修の翌年度から２年度間３分の１の減額を受けようとする者がすべき申告を新たに規定するものです。バリアフリー改修が実施された実演芸術の公演等が行われる施設に対して実施するものです。納税者の氏名、住所、家屋の種類や構造、床面積、工事の完了年月日等を記入し、申告するものです。

（２）です。固定資産の評価がえに伴う見出しの変更、字句の整備及び条項ずれを改正するものです。平成３０年度が評価がえの年度となるため、平成２７年度から平成２９年度としていたものを、平成３０年度から平成３２年度に変更いたします。

また、附則第５号の次に第６号として改修実演芸術公演施設に関する項目が追加されたため、項番号がずれるものです。

３、施行期日等は平成３０年４月１日です。ただし、改正後の規定は、平成３０年度以降の年度分に適用して、平成２９年度分は従前の例によることとしています。

専決処分年月日は平成３０年３月３１日でございます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　すみません、今度固定資産税の評価がえがありますよね。今、不動産においてちょっとミニバブルと言われてまして、中国財務局も地価が上がって大分安定してるということなんですが、今度、平成３０年度の固定資産税の評価がえのときに地価がどう変わっていくのか、評価が上がっていくのかどうかいうことをちょっと予想できませんか。

○議長（中村武弘君）　税務課長。

○税務課長（金川秀之君）　平成３０年度の賦課なんですが、もう既にしております。これについては上昇傾向で見ております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第８、報告第１９号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１９号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の承認について。

府中町都市計画条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成３０年３月３１日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、引き続き総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　専決処分の承認について、府中町都市計画税条例の一部改正について補足説明をいたします。

この専決処分は、先ほどの報告第１８号と同様の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

報告第１９号参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改正するものです。

改正事項の概要です。

先ほど説明いたしました府中町税条例の固定資産税関係と同じ内容で、実演芸術公演施設の改修に対する減額、字句等の変更を実施しようとするものです。

施行期日等は平成３０年４月１日です。ただし、改正後の規定は平成３０年度以降の年度分の都市計画税に適用し、平成２９年度分は従前の例によることとしております。

専決処分年月日は平成３０年３月３１日でございます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　都市計画税条例の改正ですよね。ほんで、今年度は都市計画税条例の例えば用途地域とかいろんなのがありますよね、都市計画。それも今年度改正されるんですかね。これだけ。これに関するだけ。用途地域の改正があるじゃない。３年に１回かね、４年に１回だったか。ない。都市計画法の改定は関係ない。今回。

○議長（中村武弘君）　税務課長。

○税務課長（金川秀之君）　すみません、この条例の改正と関係がないので、すみません。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　用途変更については、都市計画税条例とは別物でございますので、そのように御理解いただければと。

○議長（中村武弘君）　建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　後ほど御報告させていただきたいと思います。ちょっと今手持ちにはありません。

○議長（中村武弘君）　すみません、議案に対する質疑をお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することと決定いたしました。

次に参ります。

～～～

について説明をいたします。

この専決処分も報告第１８号、第１９号と同様の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

報告第２０号参考資料をお開きください。

まず、改正の趣旨でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正事項の概要です。

（１）として、基礎課税額医療保険分の最高限度額を５４万円から５８万円に引き上げを行います。これにより限度額超過世帯は１２世帯減って８５世帯に、約３７０万円の増額の見込みです。４万円掛け８５世帯、４万円未満の増加分３０万円が内訳です。

（２）として、５割軽減対象世帯の軽減判定所得を１人当たり２７万円から２７万５，０００円に変更、２割軽減対象世帯の軽減判定所得を１人当たり４９万円から５０万円に変更します。５割軽減、２割軽減対象者の拡充により、賦課総額は約９７万円の減額となる見込みです。一般会計からの繰り入れで補てんがされます。国及び県が４分の３、町が４分の１の負担をいたします。５割軽減世帯１５世帯、２８人、２割軽減世帯１２世帯、２２人が対象の見込みです。

施行期日等は平成３０年４月１日でございます。ただし、改正後の規定は、平成３０年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成２９年度分までは従前の例によることとしております。

専決処分年月日は平成３０年３月３１日です。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することと決定いたしました。

もう一つ行きます。次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１０、報告第２１号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第２１号　平成３０年６月２２日提出。

専決処分の承認について。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成３０年５月１１日に次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　報告第２１号、専決処分の承認について、補足して説明させていただきます。

本件、専決処分による条例改正は、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであり、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分し、同条第３項の規定により報告し、本議会に承認を求めるものでございます。

それでは、報告第２１号参考資料をごらんください。

１、改正の趣旨でございます。

指定居宅介護支援事業の人員に関する基準の改正に伴い、経過措置を設けるため、条例の一部を改正するものです。

続いて２、改正事項の概要でございます。

条例第５条第２項の規定により、主任介護支援専門員とされている指定居宅介護支援事業所の管理者の資格について経過措置を設け、平成３３年３月３１日までの間は介護支援専門員においても管理者とすることができるとするものです。

本条例については、３月議会において条例制定の議決をいただいております。この経過措置についても、本来ならばそこで議決をいただかなければなりませんでしたが、経過措置については省令の改正により行われましたので、改正手続がおくれてしまいました。

町内には、事業所が１１ございます。既に主任介護支援専門員が管理者となっている施設は６施設であり、残りの施設については経過措置の適用が至急必要であることから、４月１日適用とする専決処分としたものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日としており、専決処分日と同日である平成３０年５月１１日です。ただし、改正後の条例の規定は、平成３０年４月１日から適用としております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することと決定いたしました。

～～～

○議長（中村武弘君）　少し早いんですが、ここで昼休憩に入りたいと思います。再開は１３時からです。

なお、開会前に申し上げたとおり、直ちに第２委員会室で議員共済会総会を開催いたしますので、移動をお願いいたします。よろしくお願いします。

（休憩　午前１１時４２分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

それでは、第１条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明します。

６ページをごらんください。歳入です。

款　国庫支出金、項　国庫補助金、目　土木費国庫補助金、橋りょう長寿命化事業費補助金は、歳出土木費に補正計上しています橋りょう長寿命化事業の特定財源で、１２４万８，０００円の増額補正です。補助率は１０分の５．５です。

目　消防費国庫補助金、都市防災総合推進事業補助金は、歳出消防費に補正計上しています災害対策事業及び避難施設整備事業の特定財源で、３９９万９，０００円の増額補正です。補助率は２分の１、一部３分の１となっております。

款　繰入金、項　基金繰入金、目　財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、１，８５７万２，０００円の増額補正です。

７ページです。

款　諸収入、項　雑入、目　雑入、保険金は、５７７万８，０００円の増額補正です。府中中学校生徒の転落事故に係る保険金で、この件に係る弁護士謝礼及び後遺障がい確定により、賠償金とは別に被害者に支払う保証金について、保険金が支払われるものでございます。

続いて、宝くじコミュニティ助成金は、２８０万円の増額補正です。この助成金は、宝くじの社会貢献広報事業として、活力ある地域づくりなどに対し、一般財団法人自治総合センターから交付されるもので、助成率は１０分の１０でございます。歳出に所要の事業費を増額計上しております。

款　町債、項　町債、目　土木債、橋りょう長寿命化事業債は、歳出土木費に補正計上しています橋りょう長寿命化事業に係る特定財源で、３３０万円の増額補正です。起債充当率は９０％です。

８ページから歳出です。

款　総務費、項　総務管理費、目　一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、地域活動促進事業補助金２８０万円の増額補正です。２つの町内会に対して、地域活動に必要な備品を購入する経費として補助金を交付します。屋外用掲示板６カ所分を更新する石井城下町内会に対し、１３０万円を補助します。集会所の物置、冷蔵庫、エアコン、会議用机等の備品を更新する御衣尾町内会に対し、１５０万円を補助します。この事業は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業で、助成率は１０分の１０で

す。

款　衛生費、項　清掃費、目　し尿処理費、浄化槽減少化対策事業は、浄化槽減少対策に伴う廃業交付金５７３万円の増額補正です。浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業を廃業する業者に対して、浄化槽清掃運搬業転廃交付金を交付するための増額です。この交付金は、公共用下水道の整備に伴い、事業が減少する浄化槽汚泥収集運搬業及び浄化槽清掃業の事業者に対し、事業の円滑な縮小や転業、廃業のため、安芸郡４町と安芸地区衛生施設管理組合所管区域内の当該事業に係る事業者が平成２３年９月に締結した基本協定により交付されるものでございます。このたび１事業者より廃業に伴う浄化槽清掃運搬業転廃業交付金交付申請書の提出があり、交付するものとなっております。

９ページです。

款　土木費、項　道路橋りょう費、目　橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業は、橋りょう長寿命化改修工事４７７万円の増額補正です。平成３０年度の橋りょう長寿命化改修工事としては、下鶴江橋の上部工及び総社橋の伸縮継ぎ手部の改修工事等を予定していましたが、さらに総社橋の橋台部分、橋の下の部分になるんですけども、について、前倒しして執行することとして増額するものでございます。財源としては、国庫補助金の橋りょう長寿命化事業費補助金、補助率は１０分の５．５、及び町債の橋りょう長寿命化事業債、起債充当率９０％が充当されます。

目　公園費、公園改修等事業は、喫煙所設置工事３００万円の増額補正です。公園内における受動喫煙を防止するための措置として、空城山公園及び揚倉山健康運動公園の上段と下段にそれぞれ１カ所ずつ、合計３カ所の喫煙所を設置するため、増額するものでございます。

１０ページです。

款　消防費、項　消防費、目　災害対策費、災害対策事業は、土砂災害警戒区域等図面作成業務委託料９２７万８，０００円の増額補正です。今年度、県の基礎調査を終える府中小学校区、南小学校区及び中央小学校区についても、早急にハザードマップの作成を行うため、増額補正するものです。これにより、既に作成した北小学校区及び今年度当初予算に計上した東小学校区と合わせて、町内全ての小学校区についてハザードマップを作成することとなります。財源としては、国庫補助金、都市防災総合推進事業費補助金が充当されます。補助率は、ハザードマップの印刷費１０９万

１，０００円については２分の１、印刷費以外の災害危険度判定調査費８１８万７，０００円については、３分の１でございます。

続いて、避難施設整備事業は、災害対策用備品１４４万８，０００円の増額補正です。災害用マンホールトイレについては、町内で計１０カ所を整備する予定として、昨年度までに７カ所を設置、今年度は３カ所を設置し、当初予算にその設置工事費を計上しておるところでございますが、これらの災害用マンホールトイレを管理、運用するために必要な備品、可搬式緊急送水ユニット、夜間に避難所からマンホールトイレに至るまでを照らすための発電機つき照明器具などを災害対策用備品として追加して購入するため、増額補正するものでございます。財源としては、国庫補助金、都市防災総合推進事業補助金が充当されます。補助率は２分の１です。

１１ページです。

款　教育費、項　小学校費、目　学校管理費、小学校維持管理事業は、施設修繕料２８９万３，０００円の増額補正です。府中北小学校の教室において、照度不足が判明し、現況の調査と対応方法の検討を行っておりましたが、ＬＥＤへの変更及び一部照明器具の増設で対応することとし、そのための施設修繕料を増額するものでございます。

項　中学校費、目　学校管理費、中学校管理運営事業は、弁護士謝礼７７万８，０００円の増額補正です。府中中学校生徒の転落事故に係る顧問弁護士に対する謝礼です。

続いて、後遺障害補償費は５００万円の増額補正です。町の活動中に住民のこうむった事故、この場合は学校教育業務中の生徒の事故になりますが、この事故について支払われます補償費で、町の賠償責任の有無には左右されず、後遺障がいが生じたことに対して支払われるものでございます。後遺障がいの確定により支払い金額が確定しましたので、今回補正するものでございます。

弁護士謝礼と後遺障がい補償費ともに全額、全国町村会総合賠償補償保険の保険料により補償されます。

次に、第２条について、「第２表　地方債補正」により説明いたします。

３ページにお戻りください。

変更です。橋りょう長寿命化事業の限度額は、補正前が１，４２０万円、補正後が１，７５０万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と補正後で変更はありません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、質疑は８ページから１１ページまでの歳出からページごとに行います。

まず初めに、８ページについての質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に９ページの質疑ございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　９ページの公園に喫煙所をつくろうという話でございますが、委員会のときも私は発言はしたんですが、健康増進法２５条では、人の集まるところで喫煙してはいけないという大前提の法律があるんですね。多分、これはその中の例外とか、そういうものの規定に基づいてこういう予算を立てられたんだというふうに聞いておりますし、そうだろうと思います。

しかしながら、オリンピックも控えておりますし、もう日本はそういう後進国じゃないんですね。やはり禁煙に向いていかなければ、前向いていかなければいけないという時代に入っております。

府中町の医療団体、医師会、それから歯科医師会、薬剤師会も、この件については禁煙ということで皆意見はそろっております。そういう立場からして、私は医療団体をバックにして出ておりますので、この件については反対をしたいと思います。

○議長（中村武弘君）　これは御意見でよろしいですか。

ほかに９ページはないですか。

６番山口議員。

○６番（山口晃司君）　同じく喫煙所の設置工事について質問するんですが、今２つの公園で３カ所の予算ということなんですが、府中町にいろいろ公園があると思うんですが、ほかの公園の喫煙所の設置というふうな計画はどのようになっていますか。

○議長（中村武弘君）　生活環境部長。

○生活環境部長（金光一隆君）　ほかの公園については今検討中ではございますが、この今補正を上げとる揚倉山健康運動公園と空城山公園については、ほかの公園と違うところは、大きな公園であったり、またはグラウンドを擁しとる、スポーツのイベントとか行えるグラウンド等を備えとる公園となっておりますので、まだ検討中ではご

ざいますが、地域の公園については、やはりそういった受動喫煙を防止するような場所もございませんので、検討中ではございますが、ほかの公園については禁煙という形では考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　６番山口議員。

○６番（山口晃司君）　今からどんどん決まっていくんだろうと思うんですけど、公の施設でも禁煙の場所と喫煙所を設けてもよさそうな場所という。それがもう早い段階でちょっと説明いただけたらなと思うんですが、もう決まってますか。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　情報提供は行ってると思いますけど、路上喫煙等を禁止する条例、罰則規定は設けてませんけど、そういった町内のそういう禁煙の方向ですね。受動喫煙を防止するという方向で今進めておりまして、町民の皆様方に御意見をいただくパブコメを始めることにしてます。

同時に、公共の施設、公共・公用の施設もその方向で整理していくということで、今回は空城と揚倉の２カ所の喫煙の設置工事はありましたけど、きちっと分煙をすると。それから、できるだけ先ほどありましたけど、まだ決まってないとはいえ、例えば児童公園なんかは児童の公園ですから、そこはもう全く禁煙ですよね。そういうふうに決めにゃいけんということですので、その方向で今、全公用・公共施設についての検討をしております。

目標としては、今申し上げました条例が９月定例会に出せればということでパブコメを開始をして、案について成案をまとめて議会の皆様方に御提起申し上げたいと。それと同時に、公共・公用施設についてもきちっとそれに連動した分煙、受動喫煙防止、安全を確保するということには施策をやっていきたいと思いますけど、経緯からいってこの公園がちょっと先行して前倒ししたいということで、今回補正にここだけ上がってます。大体その条例に合わせて公用・公共施設についてどういうふうにするかいうのは、９月の補正でお示しをしたいなということで今進めさせていただいて、町内の公共・公用施設についての喫煙場所、あるいは全く禁煙にする。そういったことについて今整理をしてる段階ですので、今回の補正は御理解いただきたいというふうに思います。

それと、この空城も揚倉も、今でこそここにある１カ所と揚倉２カ所ですけど、ち

ょっと前まではいっぱいあったんです。いっぱい灰皿があったんです。それも担当のほうで今集約をして、この空城と揚倉という運動公園、大きな公園ということに着目して、この喫煙場所だけは確保しないと、受動喫煙を防止するためにもこれ要るだろうということで上げさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　私のところちょうど堀越踏切があるんですが、今度畑宮踏切が将来的にはなくなりますよね。あっこメーンになるんですが、もう線路渡ったら全部暗渠にして広くしとるんです。だけど、あっこの線路のとこだけはまだ水路が残っててすごい狭いんです。ほんで、ポールもちょっと私動かしてもろて広くしたんですが、もう離合がほとんどちょっと大きい車だったら不可能というような感じなんですね。

ほんで今、今朝もちょっと連立で聞いたんですが、橋梁にかけてちょっと聞きたいんですが、あっこをちょっと水路を埋めてもうちょっと広くして、あっこは大型結構通るんですよ。今ちょっと柏学園が工事したりしてますので、府中の新幹線抜ける道の重要部分でもあるんですが、総社会館のところ結構新しいし、私ずっとあそこに住んでて的場川直してるの今まで例がないんですよ。ちょっと本当に真剣に考えていただいて、あっこメーン道路になってますので、県道から府中町に入ってくるメーンどおりなんですよ。そこをＪＲと話しして、できたら広げていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　西議員、今のは橋りょう長寿命化のほうの話で。

○１２番（西　友幸君）　はい、そうです。９ページの橋りょう長寿命化。

○議長（中村武弘君）　要望でいいですか。

○１２番（西　友幸君）　要望でいいです。

○議長（中村武弘君）　はい、わかりました。

ほかに９ページはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に１０ページでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に１１ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に歳入について質疑を行います。

６ページと７ページの歳入について、一括で質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に３ページ、第２表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　府中町税条例及び府中町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

第３１号議案参考資料をごらんください。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例及び府中町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

次に、改正事項の概要ですが、府中町税条例の一部改正につきましては、大きく４つに分けられます。

まず、（１）として個人町民税関係です。

アです。障がい者などに対する非課税措置及び均等割非課税の対象となる者の合計所得金額の上限を、それぞれ１０万円引き上げるものです。障がい者、寡婦（夫）の場合、非課税となるのは現在の前年中の合計所得金額が１２５万円以下であるのが１０万円引き上げられ、１３５万円以下になるものです。

また、均等割非課税については、非課税基準３５万円、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額になるものです。

イです。配偶者控除等の見直しにより、控除対象配偶者が同一生計配偶者に名称変更されることに伴う規定の整理です。地方税法の改正により名称が変更になったため、町の条例もそれに合わせ、名称を変更するものです。

ウです。前年の合計所得金額が２，５００万円を超える所得割の納税義務者については、その基礎控除及び調整控除を適用しないこととするものです。基礎控除は、今までは所得に関係なく、所得税については３８万円、町県民税については３３万円が控除されておりましたが、２，５００万円を超える方については控除がなくなるものです。

調整控除は、町県民税と所得税を比較すると町県民税が低く設定されているため、同じ課税所得金額でも控除の少ない町県民税のほうが負担がふえてしまいます。個々の納税者の状況に応じて、町県民税の所得割額から一定の額を控除し、納税者の負担を変わらないようにするものですが、これがなくなるというものです。

エです。所得割非課税の対象となる者の総所得金額等の合計額の上限を１０万円引き上げるものです。１人当たり３５万円に、本人や同一生計配偶者、扶養親族の数で求められた合計金額に１０万円を加えた金額以下の者に対しては、所得割を課さない

とするものです。

（２）です。法人町民税関係です。

国内の法人で資本金が１億円を超える者などが行う町民税の申告は、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用する方法によることとするものです。これまで紙媒体で申告が可能でしたが、今後は資本金１億円以上の法人は、国が進めております電子申請、エルタックスによるものとしたものです。

（３）固定資産税関係です。

アです。法律の定める範囲内において、課税標準の軽減割合（特例率）等を、市町村の条例で定める制度、わがまち特例といいますが、この対象施設等の区分及び参酌基準が変更されたことによる改正です。各自治体が地域の実情に対応した政策ができるよう、国が指定する範囲内で決定します通称わがまち特例の対象施設等及びその区分が変更されたことに伴い、施設等の価格に乗じる割合を改正するものです。

４項目ございます。各割合につきましては、国が参酌基準としております割合をそのまま町の割合としております。

水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水等処理施設等は、現在の３分の１から２分に１にしようとするものです。カドミウムなど、生活環境に被害を生じる汚水や廃液を河川や沿岸海域に排出することを防止するための汚水処理施設を現在の３分の１から２分の１にしようとするものです。

次に、津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する家屋及びその償却資産を現在の２分の１から２分の１、または３分の２にしようとするものです。協定により、避難用施設の管理を所有者にかわり市町村が行う場合は２分の１のままですが、所有者がみずから管理する場合は、家屋と償却資産の割合を３分の２にしようとするものです。

次に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力、地熱及びバイオマスによる発電設備のうち省令で定める規模のものを、現在の一律２分の１から水力については５，０００キロワット以上のもの、地熱については１，０００キロワット以下のもの、バイオマスについては１万キロ以上のものについて、３分の２の割合にしようとするものです。

次に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する太陽光及び風力による発電設備のうち省令で定める規模のものを、現在の一律

３分の２から太陽光については１，０００キロワット以上のもの、風力については２０キロワット未満のものについては、４分の３の割合にしようとするものです。

イです。新たにわがまち特例が適用されることとなった、生産性向上特別措置法の規定に基づく町の認定を受けた中小企業の設備投資について、課税標準の軽減割合をゼロとしようとするものです。老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性を年３％の向上を図る場合、また計画書の作成が必要で認められた場合に適用されるものです。

ウです。地方税法の改正に伴い、引用する条項番号の整理をするものです。

（４）たばこ税関係です。

アです。製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けるものです。今まで加熱式たばこはパイプたばこに分類されておりましたが、急速に利用者が増加したため、新しく区分を創設することになりました。

加熱式たばことは、従来の紙巻きたばこのようにたばこの葉に直接火をつけるのではなく、たばこの葉に熱を加えてニコチンを発生させるものです。燃やさないため煙は出ませんが、かわりにたばこの灰に含ませたグリセリン類によって蒸気を発生させ、煙のかわりにさせています。

イです。加熱式たばこの喫煙用具で、加熱により蒸気となるグリセリン等の充塡されたものは、製造たばことみなして条例を適用するものです。たばこの葉を加工したカプセル、スティックを加熱式たばこ専用の加熱器具本体に差し込んで吸うことになります。このたばこカプセルやスティックを製造たばことみなすものです。

ウです。加熱式たばこの課税標準は、次の方法により加熱式たばこの重量及び小売定価を紙巻きたばこの本数に換算し、その数に激変緩和等の割合をそれぞれ乗じた数の合計とするものです。

（ア）です。喫煙用具を除く重量１グラム当たりを１本とするもの。

（イ）です。フィルターを除く重量０．４グラム当たりを０．５本とするもの。

（ウ）です。紙巻きたばこ１本の金額に相当する加熱式たばこの小売定価につき０．５本とするものです。

紙巻きたばこと加熱式たばこのグローで説明いたしますと、紙巻きたばこの１箱２０本４４０円のうち、税金が２４５円です。一方、グローは１箱２０本で４２０円、うち税金が約１２０円です。これを平成３４年１０月までにたばこ１本当たり３円の

増税もございますから、小売価格変動がなかった場合のたばこ税は、紙巻きたばこは約３０５円、グローは約２４０円となり、現在の差１２５円から６５円に差を少なくしようとするものです。

エです。今説明をいたしました激変緩和を講じた割合を、毎年変更するものです。最終的には緩和措置がなくなるということです。

オです。たばこに係る税率を現在の１，０００本当たり５，２６２円から段階的に４３０円ずつ引き上げるものです。

府中町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてです。

（５）です。平成２７年度税制改正において行われました旧３級品の製造たばこに係る税率の経過措置について、平成３１年９月３０日まで６カ月延長するものです。１，０００本当たり、平成３１年３月３１日まで４，０００円、４月１日から５，２６２円とするたばこ税を６カ月延長し、当年９月３０日まで４，０００円とするものです。

施行期日ですが、施行日が公布の日であるものは（３）のア、イです。（３）ア、固定資産税のわがまち特例施設関係です。また、経過措置として平成３１年度分から適用し、平成３０年３月３１日以前取得分に関する固定資産税は、従前の例によることとしております。イは中小企業の設備で生産性を向上することが認められる設備となります。

平成３０年１０月１日が施行期日であるものは、（４）ア、イ、ウ、オａと（５）で、たばこ税関係で加熱式たばこの区分等の決定と普通たばこと３級品たばこの税率です。経過措置ですが、施行前に課した、または課すべきであったたばこ税は、従前の例によることとしております。製造たばこを販売のために所持する小売業者等に、１，０００本当たり４３０円の増税を行うものです。

平成３１年１月１日が施行期日であるものは、（１）のイ、配偶者特別控除の名称変更です。経過措置ですが、平成３１年度分の町民税から適用となります。平成３０年度分は、町民税は従前の例によります。

平成３１年４月１日が施行日であるものは、（３）ウ、地方税の改正による条項番号の整理です。

平成３１年１０月１日が施行期日であるものは、（４）エａ、加熱式たばこの税率改正で、課税の割合を変更するものです。

平成３１年４月１日が施行期日であるものは、（２）国内の法人で資本金が１億円を超える者は、電子申請で申告を行わなければならないとするものです。施行日以降に開始する事業年度分の町民税から適用し、同日前に開始した事業年度分の町民税は、従前の例によります。

平成３２年１０月１日が施行期日であるものは、（４）エｂ、オｂで、加熱式たばこの税率割合の変更と通常たばこの税率変更です。経過措置ですが、施行日前に課した、または課すべきであったたばこ税は、従前の例によります。施行日前にたばこ税が課された製造たばこを販売するために所持する者は、手持品課税を行うものです。

平成３３年１月１日が施行期日であるものは、（１）のア、ウ、エ、町民税関係の非課税控除の変更等です。経過措置ですが、平成３３年度分の町民税から適用し、平成３２年度分までの町民税は、従前の例の例によります。

平成３３年１０月１日が施行期日であるものは、（４）のエｃ、オｃで、加熱式たばこの税率割合の変更と、通常たばこの税率変更です。経過措置ですが、施行日前に課した、または課すべきであったたばこ税は、従前の例によります。施行日前にたばこ税が課せられた製造たばこを販売するために所持する者は、手持品課税を行うものです。

平成３４年１０月１日に施行日であるのは、（４）エｄで、加熱式たばこの税率で緩和措置がなくなります。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

～～～

限る）の用に供する土地のうち、政令で定めるものの課税標準は、当該土地等の価格に３分の２を乗じて得た額にされることに伴う改正です。

町長の許可を受け、交流広場等として５年以上の管理協定を行った場合には、課税標準額を３分の２にしようとするものです。

第２条による改正です。地方税法の改正に伴い、引用する条項番号の整理をするものです。

平成３１年３月３１日で期限が切れ、削除されるものがあり、番号がずれるため、整理するものです。

施行期日ですが、２の（１）は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日です。

２の（２）は平成３１年４月１日です。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　部長の説明わかるんですが、３分の２にするいうことよね、町長の許可を得たものね。それで、具体的に何があるんかいうて聞いた場合、そういうのを本来みんな具体的にどういうものが３分の２に想定するのかということを知りたいわけよね。言われとることはようわかるんじゃが、何が相当するんか、どういったもんがいうことをちょっとあれば教えてください。

○議長（中村武弘君）　税務課長。

○税務課長（金川秀之君）　具体的に言いますと、空き家や空き家を活用して交流広場をつくったりした場合が該当いたします。空き家とかですね、あと広場ですね、が該当いたします。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

続いて２、改正事項の概要でございます。

まず、（１）条例第１０条第３項第４号の規定の改正でございます。

改訂の内容は、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者に改めるものでございます。これは基準省令第１０条の規定であります、放課後児童支援員の基礎資格のうち、第３項第４号の規定について、教育職員免許法第４条の規定する免許状を有する者と改めることにより、教員免許を取得したことのある者であれば、基礎資格を有するものであると規定を明確にしたものでございます。

加えて、（２）条例第１０条第３項に第１０号として、５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当を認めたものを新設するものでございます。これは放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、市町村長が適当と認めたものに対象を拡大されたものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１５、第３４号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第３４号議案　平成３０年６月２２日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　第３４号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、府中１号幹線築造工事。工事場所は、府中町本町一丁目でございます。契約金額は１億５，７４１万円。契約の相手方は、広島市中区大手町四丁目６番１６号株式会社共立でございます。仮契約日は平成３０年５月３０日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成３１年３月２９日までとさせていただいております。

それでは、工事の内容について御説明させていただきます。

工事概要ですが、Ａ３判の第３４－１号議案参考資料の平面図をごらんください。

このたび施工いたします雨水施設は、本町一丁目の府中ポンプ場敷地内及び町道本町１８号線内の一部で、本町地区から城ケ丘地区など、約９１ヘクタールの雨水を府中ポンプ場を経由し、府中大川へ排水するための雨水幹線で、昭和４７年に完成し、４６年が経過しております。

本工事は、平成２８年度に策定いたしました府中町下水道ストックマネジメント計画に基づき、図面の赤色で着色して表示しております既設の雨水施設約１２３メートルの内面を更生工法により耐震補強を行うものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第３５号議案参考資料をごらんください。

工事名は、街区整備工事３０－１。工事場所は、府中町向洋駅周辺土地区画整理事業区域内です。契約金額は１億４，５２６万円。契約の相手方は、株式会社河崎組でございます。平成３０年５月３０日に仮契約を結んでおります。工期は、議会の議決のあった日の翌日から平成３１年３月２９日までとさせていただいております。

工事概要でございますが、Ａ３判の第３５－１号議案参考資料の平面図をごらんください。

主な工事内容は、ピンク色で着色しております１７街区の画地整備２，０９８平米と、黄色着色部分の道路整備２０８メートル、水色ライン部分に直径１，２００ミリの雨水管整備６５メートルを行うものです。これによりまして、向洋駅周辺土地区画整理事業の画地整備率は５１％から約５４％となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

詳細についての説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（寺尾光司君）　第３６号議案、財産の取得についてを補足して説明させていただきます。

この議案に続きまして、次の第３７号議案と消防ポンプ自動車２台の財産の取得議案を提出いたしております。当消防本部では、常用の消防１号車と消防２号車にあわせて、非常用予備車として消防３号車を配備して火災等に対応いたしております。消防１号車及び消防３号車において、整備後２０年以上が経過し、経年劣化が進んできたことから、このたび新たなものを整備し、更新しようとするものでございます。

３６号議案でございます。

取得する財産ですが、災害対応特殊消防ポンプ自動車１台一式でございます。購入金額は６，４５８万４，０００円。契約の相手方は、広島市中区舟入南三丁目１３番３号　株式会社三葉ポンプでございます。

この車両は、常用の消防１号車の車両更新の車両でございまして、また緊急消防援助隊の登録車両ともなるものでございます。

財産取得の契約の概要ですが、次のページの参考資料をごらんください。

指名競争入札にて執行し、本年５月１１日に仮契約を締結いたしております。納入期限につきましては、平成３１年２月１日といたしております。

取得財産の明細でございますが、４輪駆動のハイルーフ、オールシャッター型の車両で、１，１００リットルの水槽を装備いたすこととしております。

また、このたび新たに（８）ですが、圧縮空気泡消火装置、ＣＡＦＳといいますけれど、コンプレスドエアフォームシステムの略でございますが、そのＣＡＦＳ装置を

装備をいたします。この装置は、水と消火薬剤を混合した溶液に圧縮空気を注入し、泡を生成し、放射する装置でございまして、少量の水でも有効的な消火が可能となるものでございます。水利の確保が困難な災害現場においても、有効な消火活動ができるということに資する装備でございます。

なお、この新システムを装備することもありまして、新車両の寸法、大きさは、現車両より一回り小さな車両を選定をいたしております。準中型運転免許、７．５トン未満で運転可能な車両といたしております。

その他の装備品は記載のとおりでございますが、各地への災害派遣に備えまして、カーナビゲーションシステムを搭載することといたしております。

充当財源でございますが、充当率１００％の地方債、緊急防災・減災事業、交付税７０％を見込んでおります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　単純に考えて、自動車を買うときに２台を同時に買うんだったら、普通は同じところで買うて、それでぐっと安くするように交渉すると思うんですけど、これは消防車はそうじゃなくて、こういう中に積んだりどうこうするもんが違うからそうしなかったのかどうなのか。

○議長（中村武弘君）　消防課長。

○消防課長（橋本臣彦君）　２台の車は車種は同様ですが、それぞれの艤装に多々違う面があります。先ほど消防長のほうから説明があったとおり、ＣＡＦＳ装置というものがついております。ということで、各社競争の中で、より進歩したものを導入することとして、それぞれ別個に入札を行ったというのが状況であります。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１８、第３７号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第３７号議案　平成３０年６月２２日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

詳細についての説明は、引き続き消防長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（寺尾光司君）　第３７号議案でございます。補足して説明をさせていただきます。

取得する財産ですが、消防ポンプ自動車１台一式でございます。購入金額は３，７９０万８，０００円。契約の相手方は、広島市南区東雲一丁目１０番１２号株式会社アメニティライフでございます。

この車両は予備車であります平成５年に購入いたしました消防３号車の更新となるものですが、現在の消防２号車を消防３号車に繰り下げて、今回新たに購入するこの

車両を常用の消防２号車として活用するというものでございます。

財産取得契約の概要でございますが、次の参考資料に記載のとおり、指名競争入札にて執行し、本年５月１１日に仮契約を締結いたしております。納入期限につきましては、平成３１年２月１５日といたしております。

取得財産の明細でございますが、先ほどの議案と同じく４輪駆動のハイルーフ、オールシャッター型の車両でございます。基本的には車の車体は一緒ですけど、そこに乗せるタンク、装備が異なるということでございます。これまでの消防２号車、３号車には装備していなかった１，３００リットルの水槽を新たに装備をいたします。

また長距離の給水等を素早く実施するための電動ホースカーも装備し、より速やかな放水、消火活動を実施をいたします。

その他の装備品は記載のとおりでございます。

充当財源でございますが、充当率９０％の地方債、一般単独事業債を見込んでおります。

安心・安全なまちづくりに資するため、今後とも計画的な消防施設設備の整備、更新に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で補足説明以上を終わります。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１９、第３８号議案、監査委員選任の同意についてを議

題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第３８号議案　平成３０年６月２２日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員選任に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により議会の同意を求める。

府中町長　佐藤信治

同意を求める方は、住所が広島県安芸郡府中町大通二丁目１２番２８号、氏名、お名前は土井精二氏でございます。

提案理由でございますが、識見を有する者から選任している監査委員の任期が平成３０年６月３０日をもって満了となるため、監査委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

提案は、現職の方の再任と、２期目ということの提案ということでございますが、御同意をお願いするに当たりまして、若干御紹介をさせていただきます。

土井精二氏は、昭和２４年生まれの現在６８歳の男性でございます。

略歴といたしまして、昭和４８年に広島県職員に採用され、尾三地域厚生局長、東部厚生環境事務所福山市所長を歴任された後、平成２２年３月に定年退職されておられます。退職後も公益財団法人広島被爆者援護事業団神田山やすらぎ園の園長、広島県社会福祉協議会障害者虐待相談員として活躍されるなど、豊かな行政経験をお持ちの方でありまして、平成２６年７月からは、当町の代表監査委員として御就任をいただいております。

以上にように、監査委員としてふさわしい人格をお持ちであり、高潔で地方公共団体の行政運営に関し、すぐれた見識をお持ちの方であります。

任期につきましては、平成３０年７月１日から平成３４年６月３０日までの４年間であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件につきましては人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省

略し、原案のとおり同意することと決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することと決定いたしました。

なお、監査委員におかれましては、次の定例会において御挨拶をお願いしたいと思います。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は６月２５日午前９時３０分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（散会　午後　２時２３分）